国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構学生・女性支援センター規則

（平成２１年９月２４日
規則第４２号）

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構規則（平成２５年規則第４３号。以下「機構規則」という。）第３条第３項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構学生・女性支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、次に掲げる目的のために活動する。

(1) 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の学生に対し、生活、修学、就職、メンタルヘルス及びハラスメントに関することなど本学におけるキャンパスライフ全般にわたり、全学的に支援や障害学生に対する支援を行い、もって学生支援活動の充実を図ること。

(2) 本学ダイバーシティ＆インクルージョン推進宣言における基本方針に基づき，ダイバーシティ・インクルージョンの取組を推進すること。

（組織）

第３条　センターに、次に掲げる組織を置く。

(1) 学生支援室

(2) 障害学生支援室

(3) ダイバーシティ・インクルージョン室

（センターの業務）

第４条　学生支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 生活支援に関すること。

(2) 修学支援に関すること。

(3) メンタルヘルス及びハラスメント等、その他学生に関する相談（カウンセリング）に関すること。

(4) 就職支援に関すること。

(5) 学生支援の充実向上のための教育・研究活動の推進に関すること。

２　障害学生支援室は、次の各号に掲げる業務を行う

(1) 障害のある学生の差別解消に関すること。

(2) その他障害のある学生の支援に関すること。

(3) 障害学生支援の充実向上のための教育・研究活動の推進に関すること。

３　ダイバーシティ・インクルージョン室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 女性人材の積極的活用とリーダーの育成に関すること。

(2) 女性教員の少ない分野への女性の参画推進及び研究環境の整備に関すること。

(3) 女子学生数，女性上位職数の拡充加速化に関すること。

(4) ダイバーシティ環境実現に向けた職員・学生の意識改革に関すること。

(5) 男女共同参画社会に寄与する教育・研究活動の推進に関すること。

(6) 教育，研究，診療と家庭生活（育児・介護）との両立の支援に関すること。

(7) 医科歯科モデルの開発とシステム構築に関すること。

(8) 一般事業主行動計画の実施に関すること。

４　第１項第３号及び第２項の業務については、保健管理センターと連携して行う。

（職員）

第５条　センターに、機構規則第３条第２項に定めるセンター長のほかに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) 教員

(2) その他必要な職員

２　センター長は、センターの業務を掌理する。

３　教員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

４　第３条第１項第１号から第３号の組織に、室長を置くことができる。

５　室長は、センター教員の中からセンター長が命ずる。

（分室の設置）

第６条　教養部におけるセンターの業務を行なうため、教養部に学生・女性支援センター分室（以下「分室」という。）を置く。

２　分室に分室長を置き、センターの教員の中からセンター長が命ずる。

３　分室長は、分室の業務を処理する。

（事務）

第７条　センターの事務は、関係部課の協力を得て、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室において処理する。

２　分室の事務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室が、統合教育機構教養事務室の協力のもとに処理する。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、学生支援・保健管理機構運営委員会の議を経て、学生支援・保健管理機構長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日規則第４６号）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。

附　則（平成２５年３月２９日規則第４７号）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

２　女性研究者支援室規則（平成２４年規則第７８号）は、廃止する。

附　則（平成２６年１０月３０日規則第１１０号）

この規則は、平成２６年１０月３０日から施行する。

附　則（平成２８年３月２８日規則第６６号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年７月１日規則第１１１号）

この規則は、平成２８年７月１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年９月２８日規則第９６号）

この規則は、平成３０年９月２８日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和４年６月１６日規則第１０１号）

この規則は、令和４年６月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和４年１１月２５日規則第１６６号）

この規則は、令和４年１１月２５日から施行し、令和４年４月１日から適用する。